

平成14年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

**日清紡績株式会社**

取締役社長 指 田 禎 一

## 第159回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第159回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示・ご押印のうえ、平成14年6月26日までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成14年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号 当社本社
3. 会議の目的事項
  - 報告事項 第159期（平成13年4月1日から平成14年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 第159期利益処分案承認の件
    - 第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（2頁から7頁）に記載のとおりであります。
    - 第3号議案 取締役16名選任の件
    - 第4号議案 退任取締役に対し慰労金贈呈の件

以 上

---

当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権の行使についての参考書類

### 1. 総株主の議決権の数

213,390個

### 2. 議案および参考事項

#### 第1号議案 第159期利益処分案承認の件

議案の内容は、別添の第159期報告書（17頁）に記載のとおりであります。

利益処分は当社をとりまく経済環境、当社の業容発展および競争力強化への備え等を配慮して行ないたく、当期末の株主配当金につきましては、1株につき3円50銭とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を含めました当期の株主配当金は、1株につき年7円となります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### (1) 変更の理由

- ① 事業の多様化に対応するため、現行定款第2条の目的事項に追加を行なうものであります。
- ② 「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律」（平成9年法律第55号）、および定款の定めによる平成13年11月29日開催の取締役会の決議に基づき、第159期中に、利益による株式消却のために当社普通株式5,163千株を取得し消却いたしました。これにともない、当会社の発行する株式の総数が減少いたしましたので、現行定款第5条の規定を変更するものであります。
- ③ 「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）が平成13年10月1日から施行されたことにより、額面株式の廃止、単位株制度の廃止および単元株制度の創設が行なわれ、単元株制度採用会社の議決権を1単元の株式につき1個とするなどの改正がなされました。また、当改正に併せ「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律」（平成9年法律第55号）が廃止されました（但し、経過措置により本定時株主総会終結の時までは有効であります）。さらに、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第128号）が平成14年4月1日から施行されたことにより、転換社債制度が廃止される、会社関係書類の電磁的方法による記録が認められるなどの改正がなされました。これら一連の法改正に伴い、現行定款の該当条文につき、所要の変更を行なうものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の業務を営むことをもって目的とする。</p> <p>1.～3. (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4.～14.</u> (記載省略)</p> <p>(株式総数、1株の金額、株式の消却)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は<u>3億8,530万株</u>とする。</p> <p>但し、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(2) <u>当社の発行する額面株式の1株の金額は50円とする。</u></p> <p>(3) <u>当社は取締役会の決議をもって23百万株を限度として、平成10年6月26日後利益による消却のために自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1 <u>単位</u>の株式の数)</p> <p>第6条 当社の1 <u>単位</u>の株式の数は1,000株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の業務を営むことをもって目的とする。</p> <p>1.～3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 医薬品の製造及び販売</u></p> <p><u>5.～15.</u> (現行4.～14.に同じ)</p> <p>(株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は<u>380,137千株</u>とする。</p> <p>但し、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(1 <u>単位</u>の株式の数及び<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第6条 当社の1 <u>単位</u>の株式の数は1,000株とする。</p> <p>(2) <u>当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人、株主名簿及び実質株主名簿の設置場所)</p> <p>第7条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>(2) 当社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載、<u>単位未満株式の買取り</u>、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載、株券の交付及び<u>単位未満株式の買取り</u>その他の株式に関する手続及び手数料はこの定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規定による。</p>	<p>(名義書換代理人、株主名簿及び実質株主名簿の設置場所)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または<u>記録</u>、<u>単位未満株式の買取り</u>、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または<u>記録</u>、株券の交付及び<u>単位未満株式の買取り</u>その他の株式に関する手続及び手数料はこの定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規定による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿の閉鎖及び基準日)</p> <p>第9条 当会社は毎年4月1日から4月30日まで株主名簿の記載の変更を停止する。</p> <p>(2) 中間配当(商法第293条の5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。)を受けるべき者を確定するため10月1日から10月31日まで株主名簿の記載の変更を停止する。</p> <p>但し、中間配当を行なわないときは予め公告して停止しないことがある。</p> <p>(3) 第10条の定時株主総会において権利を行使すべき株主は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載の株主とする。</p> <p>(4) 前各項のほか必要ある場合は予め2週間前に公告して臨時に株主名簿の記載の変更を停止し、または商法第224条の3の規定による基準日を定めることができる。</p>	<p>(株主名簿の閉鎖及び基準日)</p> <p>第9条 当会社は毎年4月1日から4月30日まで株主名簿の記載<u>または記録</u>の変更を停止する。</p> <p>(2) 中間配当(商法第293条の5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。)を受けるべき者を確定するため10月1日から10月31日まで株主名簿の記載<u>または記録</u>の変更を停止する。</p> <p>但し、中間配当を行なわないときは予め公告して停止しないことがある。</p> <p>(3) 第10条の定時株主総会において権利を行使すべき株主は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載<u>または記録された議決権を有する</u>株主とする。</p> <p>(4) 前各項のほか必要ある場合は予め2週間前に公告して臨時に株主名簿の記載<u>または記録</u>の変更を停止し、または商法第224条の3の規定による基準日を定めることができる。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は当会社の議決権ある他の株主を代理人として議決権の行使を委任することができる。</p> <p>(2) 前項の場合、代理人はその代理権を証する書面を当会社に提出するものとする。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(2) 前項の場合、株主または代理人はその代理権を証する書面を当会社に提出するものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任には発行済株式総数のうち議決権ある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主の出席を要する。</p> <p>(3) 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(2) 取締役の選任には総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>(3) (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第24条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>(2) 監査役の選任には発行済株式総数のうち議決権ある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主の出席を要する。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(2) 監査役の選任には総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p>
<p>(株主配当金)</p> <p>第32条 株主配当金は毎決算期の最終における株主名簿及び実質株主名簿に記載の株主または質権者にこれを支払うものとする。</p>	<p>(株主配当金)</p> <p>第32条 株主配当金は毎決算期の最終における株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または質権者にこれを支払うものとする。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第33条 当会社は取締役会の決議をもって毎年9月30日最終における株主名簿及び実質株主名簿に記載の株主または質権者に中間配当を行なうことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第33条 当会社は取締役会の決議をもって毎年9月30日最終における株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または質権者に中間配当を行なうことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>転換社債の発行のあった場合転換により発行された株式に対する配当金</u>)</p> <p>第35条 <u>転換社債の転換により発行された株式に関する最初の配当金もしくは中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときには10月1日に転換があったものとみなして支払うものとする。</u></p>	(削除)

### 第3号議案 取締役16名選任の件

取締役 望月朗宏、指田禎一、細谷幸生、石川久男、藤野宏之、中井征志、馬場璋、田崎研二、岩下俊士、戸田邦宏、竹内康夫、木下雅雄、高際 一、田中秀幸、志村壮夫、鶴澤 静の16名が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役16名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴 (・印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名)	所 有 する 当 社 株 式 の 数
1	望 月 朗 宏 <small>もちづき あきひろ</small> 昭和9年7月6日	昭和33年4月 当社入社 昭和61年7月 取締役 非繊維事業本部副 本部長 昭和63年8月 プレーキ事業本部長 平成元年6月 常務取締役 平成4年6月 専務取締役 非繊維事業総 括兼総務本部長 平成6年6月 取締役社長 平成12年6月 取締役会長 (現職)	29,542株

番号	氏名 生年月日	略歴 (・印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名)	所有する 当社株式の数
2	指田 禎一 昭和15年2月13日	昭和38年4月 当社入社 昭和64年1月 人事本部人事部長兼労政部長 平成3年6月 能登川工場長 平成5年6月 人事本部副本部長 平成6年6月 取締役 人事本部長 平成11年6月 常務取締役 経営企画室長(兼務) 平成12年6月 取締役社長(現職)	17,000株
3	藤野 宏之 昭和16年7月3日	昭和40年4月 当社入社 平成4年1月 名古屋工場副工場長 平成6年6月 館林工場長 平成8年6月 取締役 繊維営業本部副本部長 平成10年6月 総務本部長(現職) 平成11年6月 常務取締役(現職) 平成12年6月 経営企画室長(兼務、現職)	10,539株
4	中井 征志 昭和15年7月11日	昭和38年4月 当社入社 昭和64年1月 吉原製紙工場(現富士工場)副工場長 平成7年7月 紙製品事業本部副本部長 平成8年1月 紙製品事業本部長(現職) 平成8年6月 取締役 平成11年1月 工務管理本部長(兼務、現職) 平成12年6月 常務取締役(現職) 平成12年9月 研究開発本部長(兼務、現職)	11,060株
5	馬場 璋 昭和16年2月23日	昭和39年4月 当社入社 平成2年1月 A B S 事業本部開発部長 平成4年10月 A B S 事業本部営業部長兼 浜北精機工場副工場長 平成7年10月 浜北精機工場長 平成8年6月 理事 A B S 事業本部副本 部長(兼務) 平成10年6月 取締役 平成12年12月 コンティネタル・テベース(株) 取締役社長(現職) 平成13年6月 常務取締役(現職) ・ コンティネタル・テベース(株) 代表取締役	4,000株



番号	氏名 生年月日	略歴 (・印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名)	所有する 当社株式の数
6	田崎 研二 昭和15年12月29日	昭和39年4月 当社入社 平成2年1月 化成品事業本部営業部長 平成8年6月 理事 化成品事業本部長 (現職) 平成10年6月 取締役 平成13年6月 常務取締役 (現職) ・ ニッシンボウ・エンジニアリング(株) 代表取締役 ・ 榎本寝装(株) 代表取締役	7,000株
7	岩下 俊士 昭和18年1月14日	昭和41年4月 当社入社 平成6年6月 総務本部総務部長 平成9年3月 総務本部資材部長 (兼務) 平成11年6月 取締役 (現職) 平成11年8月 館林工場長 (現職) ・ セロンオートモーティブコーポレーション 代表理事	7,000株
8	戸田 邦宏 昭和18年8月27日	昭和41年4月 当社入社 平成5年1月 プレーキ事業本部営業部長 平成11年6月 取締役 (現職) プレーキ 事業本部長 (現職)	5,226株
9	竹内 康夫 昭和19年7月7日	昭和42年4月 当社入社 平成7年1月 繊維営業本部厚地織物部長 平成11年1月 繊維営業本部カジュアル部 長 平成11年6月 取締役 (現職) 繊維営業 本部副本部長 平成12年1月 繊維事業本部副本部長 (現 職)	6,332株
10	木下 雅雄 昭和18年4月16日	昭和41年4月 当社入社 平成5年3月 カリフォルニア日清紡社長 平成10年9月 島田工場長 平成12年6月 取締役 (現職) 平成13年1月 繊維事業本部副本部長 (現 職) 平成13年6月 美合工場長 (兼務、現職) ・ 日清紡ヤーンガイド(株) 代表取締役	6,106株
11	高際 一 昭和18年5月27日	昭和41年4月 当社入社 平成5年1月 人事本部人事部長 平成7年5月 川越工場長 平成8年6月 総務本部資材部長 平成9年3月 人事本部人事部長兼労政部 長 平成12年6月 取締役 (現職) 人事本部 長 (現職)	5,000株

番号	氏名 生年月日	略歴 (・印は他の会社の代表者であるときの社名・役職名)	所有する 当社株式の数
12	たなか ひでゆき 田中 秀幸 昭和18年4月11日	昭和41年4月 当社入社 平成6年6月 繊維営業本部シャツテキスタイル部長 平成10年4月 ギステックス日清紡インドネシア 取締役社長 平成13年6月 取締役(現職) 繊維事業本部副本部長(現職)	5,000株
13	しむら たけお 志村 壮夫 昭和18年10月25日	昭和42年4月 当社入社 平成7年1月 藤枝工場長 平成8年6月 浜松工場長 平成13年6月 取締役(現職) ブレーキ事業本部副本部長(現職)	4,000株
14	うぎわ しずか 鵜澤 静 昭和21年1月30日	昭和44年4月 当社入社 平成9年1月 経理本部財務部長兼経理部長 平成13年6月 取締役(現職) 経理本部長(現職) ・ヨーロッパ日清紡 代表取締役 ・(株)日清紡テクノビークル 代表取締役	8,532株
15	しながわ まさし 品川 方司 昭和19年11月12日	昭和43年4月 当社入社 平成8年6月 繊維営業本部衣料部長 平成11年1月 繊維営業本部ホームテキスタイル部長(現職) 平成13年1月 繊維事業本部シャツテキスタイル部長(兼務) 平成13年6月 繊維事業本部コンフォートプロポーザル部長(兼務、現職) 平成14年1月 理事(現職)	7,000株
16	おんだ よしひと 恩田 義人 昭和22年12月8日	昭和45年4月 当社入社 平成11年1月 徳島工場副工場長 平成11年5月 紙製品事業本部洋紙営業部長(現職) 平成13年1月 紙製品事業本部技術部長(兼務、現職) 平成13年6月 紙製品事業本部副本部長(兼務、現職) ・東海紙工(株) 代表取締役 ・上海日豊工芸品有限公司 董事長	0株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 退任取締役に対し慰労金贈呈の件

取締役 細谷幸生、石川久男の両氏は、本總會終結の時をもって退任されますので、在任中の労に報いるため、従来の慣例ならびに諸般の事情を勘案のうえ、内規により、一定の基準による相当額の範囲内で慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会によることにご一任願いたいと存じます。

上記各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
細 谷 幸 生	平成2年6月 当社取締役 平成6年6月 常務取締役 平成11年6月 専務取締役 現在に至る
石 川 久 男	平成2年6月 当社取締役 平成6年6月 常務取締役 平成11年6月 専務取締役 現在に至る

以 上